

令和元年7月

鈴鹿亀山地区広域連合議会臨時会会議録

令和元年7月5日 開会

令和元年7月5日 閉会

鈴鹿亀山地区広域連合議会

鈴鹿亀山地区広域連合議会臨時会会議録

令和元年7月5日鈴鹿市議会第1委員会室において鈴鹿亀山地区広域連合議会臨時会を開く。

1 出席議員

1 番	前 川 申 龍	2 番	田 中 通
3 番	田 中 淳 一	4 番	森 英 之
5 番	河 尻 浩 一	6 番	福 沢 美由紀
8 番	今 岡 翔 平	9 番	水 谷 進
10 番	中 村 浩	11 番	森 美和子
12 番	池 上 茂 樹		

1 欠席議員

7 番 永 戸 孝 之

1 出席者の職氏名

広域連合長	末 松 則 子
副広域連合長	櫻 井 義 之
事務局長	佐 藤 弘 樹
総務課長	岡 安 賢 二
介護保険課長	谷 本 吉 隆
総務課主幹	鈴 木 英 生
総務課副参事兼	
鈴鹿亀山消費生活センター所長	中 川 勝 規
介護保険課副参事兼管理グループリーダー	服 部 さゆり
介護保険課副参事兼認定グループリーダー	藤 本 泰 子
介護保険課主幹兼給付グループリーダー	岡 田 千麻子
介護保険課副参事兼指導グループリーダー	竹 内 秀 幸

1 議会書記

総務課主幹	太 田 由起子
総務課	武 本 真 樹

1 会議の事件

日程第 1 議席の指定

日程第 2 会議録署名議員の指名について

日程第 3 会期の決定について

日程第 4 諸般の報告

日程第 5 議長の選挙について

日程第 6 議案第 4号 令和元年度鈴鹿亀山地区広域連合一般会計補正予算（第1号）

議案第 5号 令和元年度鈴鹿亀山地区広域連合介護保険事業特別会計補正予算（第1号）

議案第 6号 鈴鹿亀山地区広域連合介護保険条例の一部改正について

議案第 7号 鈴鹿亀山地区広域連合公平委員会委員の選任同意について

議案第 8号 鈴鹿亀山地区広域連合公平委員会委員の選任同意について

議案第 9号 鈴鹿亀山地区広域連合公平委員会委員の選任同意について

日程第 7 議案第10号 鈴鹿亀山地区広域連合監査委員の選任同意について

日程第 8 鈴鹿亀山地区広域連合選挙管理委員会委員及び補充員の選挙について

○副議長（福沢美由紀 議員）

皆さん、こんにちは。

ただいま、議長不在でございますので、地方自治法第106条の規定により、私が議長の職務を行います。

会議に入ります前に、皆様に御報告申し上げます。

先日、鈴鹿市におきまして任期満了に伴う市議選が行われました。

その後、鈴鹿市議会におきまして、新たに広域連合議会議員として8名の議員を選出していただいておりますので御紹介申し上げます。

鈴鹿市から選出されました方は、前川申龍議員、田中通議員、田中淳一議員、河尻浩一議員、永戸孝之議員、水谷進議員、中村浩議員、池上茂樹議員でございます。

よろしく願いいたします。

なお、本日、鈴鹿市選出の永戸孝之議員から欠席届が提出されておりますので、御報告いたします。

それでは、今回選出された議員が多くおられますので、全議員から自己紹介をお願いしたいと思っております。

議席番号順に、前川申龍議員から順にお願いいたします。

〔全議員 自己紹介〕

○副議長（福沢美由紀 議員）

ありがとうございました。

続きまして、理事者側からも自己紹介をお願いしたいと思います。

広域連合長から順にお願いします。

〔理事者 自己紹介〕

○副議長（福沢美由紀 議員）

ありがとうございました。

それでは、ただいまから令和元年7月鈴鹿亀山地区広域連合議会臨時会を開会

いたします。

ただいまの出席議員は11名で定足数に達しております。

本日の議事日程は、過日、送付いたしましたとおりでございますので、御了承を願います。

これより本日の会議を開きます。

まず、日程第1、議席の指定を行います。

議員の議席は、ただいま着席の議席といたします。

続きまして、日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

本臨時会の会議録署名議員は、会議規則第35条の規定により河尻浩一議員、今岡翔平議員を指名いたします。

次に、日程第3、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。

本臨時会の会期は、本日1日といたしたいと思います。

御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○副議長（福沢美由紀 議員）

御異議ないものと認めます。

よって、会期は本日1日と決定いたしました。

次に、日程第4、諸般の報告をいたします。

本日の議案説明員の職・氏名を一覧表にして、お手元に配布しておりますので、御了承願います。

次に、例月出納検査の結果を、お手元に配布しておりますので、御了承願います。

次に、日程第5、議長の選挙についてを行います。

お諮りいたします。選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定による指名推選にしたいと思います。

御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○副議長（福沢美由紀 議員）

御異議ないものと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定いたしました。

お諮りいたします。

指名の方法については、副議長において指名することにいたしたいと思いを。

御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○副議長（福沢美由紀 議員）

御異議ないものと認めます。

よって、副議長において指名することに決定いたしました。

議長に、池上茂樹議員を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま、副議長において指名しました、池上茂樹議員を議長の当選人と定めることに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○副議長（福沢美由紀 議員）

御異議ないものと認めます。

よって、ただいま指名いたしました、池上茂樹議員が議長に当選されましたので、会議規則第18条第2項の規定により当選の告知を行います。

これをもちまして、議長と交代いたします。

御協力ありがとうございました。

〔副議長 福沢美由紀議員 議長席を離れる、議長 池上茂樹議員 議長席に着く〕

○議長（池上茂樹 議員）

皆さん、改めましてこんにちは。

ただいま、議長に指名をいただきました池上茂樹です。

先ほど、11年から広域連合参加されているということでありましたけれども、

私も平成19年に初当選したときに広域連合に議員として勉強させていただきました。

その間、もう12年以上たちますけども、介護制度いろいろ変わってきてます。また初心に戻って皆さんと一緒に1年間勉強させていただきたいと思っておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

それでは、日程により議事を継続いたします。

日程第6、議案第4号 令和元年度鈴鹿亀山地区広域連合一般会計補正予算（第1号）から議案第9号 鈴鹿亀山地区広域連合公平委員会委員の選任同意についてまでを一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

広域連合長。

○広域連合長（末松則子 君）

本日は、鈴鹿亀山地区広域連合議会7月臨時会をお願いをいたしましたところ、議員の皆様におかれましては、何かとお忙しい中、御出席を賜わりまして、誠にありがとうございます。

去る5月7日、広域連合規約第12条第1項の規定に基づく選挙により、広域連合長に選出をされました末松則子でございます。

新たな気持ちをもって邁進してまいりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

本日は、広域連合長就任後の、初めての広域連合議会でございますので一言、所信の一端を述べさせていただきたいと存じます。

本広域連合では、平成11年の設立以来、鈴鹿亀山圏域における介護保険事業と消費者行政を中心に事業を実施してまいりました。

平成12年に制度が始まった介護保険制度もすでに19年の歳月が経ち、要介護認定者や介護サービス利用者の増加とともに、介護保険制度においては、介護予防・日常生活支援総合事業など、高齢者の方が住み慣れた地域で、できる限り長く暮らし続けられるように、様々な取り組みを行ってまいりました。

このような中で、2025年には、団塊の世代と呼ばれる方々が75歳以上となり、超高齢社会が急速に進むことに伴う、介護給付費の増加、介護従事者不足、医療と介護の連携、認知症高齢者の増加などが社会的に大きな課題となっております。

こうした課題に対応するために、住まい、医療、介護、介護予防や生活支援が

包括的に確保される、地域包括ケアシステムの深化・推進を着実に進めることが、重要となってまいります。

その具体的な取り組みとして、本広域連合では、平成30年度から開始された第7期介護保険事業計画におきまして、「いつまでも自分らしく暮らせる長寿社会の創造」を基本理念に掲げ、高齢者に係る様々な相談・支援の総合的なコーディネーター役を担っている地域包括支援センターの機能強化のため、地域住民にとってより身近に相談できる窓口であるサブセンター等の設置を進めることをはじめ、様々な実効性のある取り組みを示し、これらの実施に努めているところでございます。

今後も、高齢者の方が住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、2市及び地域包括支援センターとの連携を強化し、地域住民の皆様、医療、介護、福祉関係の皆様の一層の御理解と御協力をいただきながら計画を実行し、「いつまでも自分らしく暮らせる長寿社会の創造」に努めてまいりたいと考えております。

一方、消費者行政におきましては、情報化社会の進展に伴い、複雑・多様化する消費者被害の相談に的確に対応するため、本広域連合が設置運営をいたします、鈴鹿亀山消費生活センターを中心に関係市、関係機関との連携を図りながら情報収集と相談員のスキルの向上に努め、消費者トラブル解決のための助言や、消費者の特性に応じた消費者教育の実施、被害抑止に向けた啓発活動を進めてまいります。

今後も、住民ニーズの多様化に対応すべく、効率的かつ効果的な行政サービスの提供に努め、各種事業の着実な遂行を図り、圏域住民の皆様の期待に応えられるよう精いっぱい努力してまいりますので、御理解、御支援を賜われますようよろしくお願いを申し上げます。

それでは、本臨時会に提出いたしました議案について説明申し上げます。

なお、予算関係につきましては、概略を私の方から説明をさせていただき、詳細につきましては、総務課長が説明いたしますので、御了承賜わりたいと存じます。

まず、議案第4号 令和元年度鈴鹿亀山地区広域連合一般会計補正予算（第1号）について説明いたします。

補正予算書1ページをお開きください。

第1条で歳入歳出それぞれ7,776万2,000円を追加し、補正後の総額を歳入歳出それぞれ2億25万3,000円にしようとするものでございます。

補正の内容は介護保険法施行令の一部改正に伴い、保険料の軽減強化を行うための国、県、市からの負担金を一般会計での歳入とし、介護保険事業特別会計へ繰り出すことに伴う増額でございます。

続きまして、議案第5号 令和元年度鈴鹿亀山地区広域連合介護保険事業特別会計補正予算（第1号）について説明いたします。

補正予算書の15ページをごらんください。

第1条で歳入歳出それぞれ369万8,000円を追加し、補正後の総額を歳入歳出それぞれ186億3,072万円にしようとするものでございます。

内容につきましては、主なものとして、さきほど、議案第4号で御説明申し上げました、一般会計で歳入とした保険料軽減強化に伴う国、県、市からの負担金を介護保険事業特別会計へ繰入れ、保険料の減額分を補填するものでございます。

次に、議案第6号 鈴鹿亀山地区広域連合介護保険条例の一部改正について説明をいたします。

議案書の1ページをごらんください。

介護保険法施行令の一部改正に伴い、介護保険料の軽減強化を行うものでございます。

議案説明資料の1ページをごらんください。

第1号被保険者のうち所得段階が第1段階から第3段階に該当する方の保険料を改定するもので、保険料の年額について、第1段階を3万1,220円から2万6,010円に、第2段階を4万7,170円から4万930円に、第3段階を5万2,030円から5万300円にそれぞれ改定しようとするものでございます。

保険料の差額については、公費負担となり議案第4号及び議案第5号で説明申し上げました補正予算を伴うものでございます。

続きまして、議案第7号から議案第9号について説明を申し上げます。

議案書の3ページから5ページをごらんください。

いずれの議案につきましても、鈴鹿亀山地区広域連合公平委員会委員の選任同意について御同意を願うものでございます。

本広域連合の公平委員会委員の任期満了に伴い、次期公平委員会委員を鈴木良一氏、庄山哲也氏、峯裕氏にお願いしようとするものでございます。

3名の方は、いずれの方も人事行政に優れた識見を有し、人格も高潔であり、公平委員会委員として適任と存じますので、御同意をいただけますようお願い申し上げます。

以上、議案第4号から議案第9号までの説明とさせていただきます。
御審議のほど、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（池上茂樹 議員）

総務課長。

○総務課長（岡安賢二 君）

それでは、私の方から議案第4号 令和元年度鈴鹿亀山地区広域連合一般会計補正予算（第1号）及び議案第5号 令和元年度鈴鹿亀山地区広域連合介護保険事業特別会計補正予算（第1号）について補足説明を申し上げます。

まず、今回の補正につきましては、主に、先ほどの連合長の提案説明のとおり、介護保険法施行令の一部改正に伴い、第1号被保険者のうち、所得段階が第1段階から第3段階に該当する方の保険料の年額について軽減が行われますことから、保険料収入の減額分を、公費負担として、国が2分の1、県が4分の1、市が残りの4分の1を負担するものでございます。

このことから、国、県、鈴鹿、亀山両市からの負担金を一般会計で受け入れ、全額介護保険事業特別会計へ繰り出し、第1段階保険料減額分へ公費負担分として充てるものでございます。

恐れ入りますが、先ほどの予算関係の議案書で補正予算に関する説明書10ページ・11ページをお開き願います。

まず、議案第4号 令和元年度鈴鹿亀山地区広域連合一般会計補正予算（第1号）の歳入でございます。

第1款分担金及び負担金、第1項負担金、第1目市負担金1,944万1,000円の増額は、保険料収入の減額に伴う鈴鹿、亀山両市の公費負担分でございます。

第2款国庫支出金、第1項国庫負担金、第1目民生費国庫負担金3,888万1,000円の増額は、同じく保険料収入の減額に伴う国の公費負担分でございます。

第3款県支出金、第1項県負担金、第1目民生費負担金1,944万円の増額は、同じく保険料収入の減額に伴う県の公費負担分でございます。

めくっていただきまして、12・13ページをごらんください。

歳出についてでございますが、第3款民生費、第1項社会福祉費、第2目介護保険費7,776万2,000円の増額は、歳入で御説明申し上げました、保険料収入の減額に伴う公費負担分として国、県、両市からの負担金を、全額介護保険事業特別

会計へ繰り出しを行うものでございます。

以上が、議案第4号 令和元年度鈴鹿亀山地区広域連合一般会計補正予算（第1号）の補足説明でございます。

次に、議案第5号 令和元年度鈴鹿亀山地区広域連合介護保険事業特別会計補正予算（第1号）でございます。

補正予算に関する説明書24・25ページをお開き願います。

歳入でございますが、第1款保険料、第1項介護保険料、第1目第1号被保険者保険料7,776万2,000円の減額につきましては、保険料軽減強化に伴い、現年度分の特別徴収及び普通徴収それぞれの保険料より、公費負担分を減額するものでございます。

次に、第2款分担金及び負担金、第1項負担金、第1目市負担金150万7,000円の増額は、介護保険システム改修に伴う市負担金でございます。

次に、第4款国庫支出金、第2項国庫補助金、第1目総務費国庫補助金219万1,000円の増額は、同じく介護保険システム改修に伴う国からの補助金でございます。

次に、第8款繰入金、第1項一般会計繰入金、第1目低所得者保険料軽減事業繰入金7,776万2,000円につきましては、保険料収入の減額に伴い、減額分を公費負担分として一般会計から繰入れを行うものでございます。

めくっていただきまして、28・29ページをごらんください。

歳出についてでございます。

第1款総務費、第1項総務管理費、第1目一般管理費369万8,000円の増額は、介護保険システム改修に伴う委託料でございます。

次に、第1款総務費、第3項趣旨普及費、第1項趣旨普及費及び第2款保険給付費、第1項介護サービス等諸費、第1目介護サービス等諸費からめくっていただきまして、第4目高額医療合算介護サービス等費につきましては、歳入に伴う財源内訳の変更でございます。

以上が、議案第5号 令和元年度鈴鹿亀山地区広域連合介護保険事業特別会計補正予算（第1号）の補足説明でございます。

よろしく御審議賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（池上茂樹 議員）

議案第4号から議案第9号までの説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

議案質疑に当たりましては、一問一答方式で、質疑時間は答弁を含め30分以内ですので、厳守していただきますようお願いいたします。

なお、議案質疑でございますので、質疑に当たっては自己の意見を述べることなく、また、質疑の範囲が議題外にわたることのないよう、特にお願いを申し上げます。

それでは、事前に通告をいただいております方より、発言を許します。

森英之議員。

○森英之 議員

それでは、通告に従いですね、質問させていただきたいと思います。

先ほど御説明いただきましたが、質問をさせていただきます流れ上、重なるところあると思いますが、改めてということで、この議案第4号、一般会計補正予算が必要となったその理由と経緯についてもう一度お聞かせいただけますでしょうか。

○議長（池上茂樹 議員）

事務局長。

○事務局長（佐藤弘樹 君）

それでは、森英之議員からの、補正が必要となった理由と経緯についての御質問に答弁申し上げます。

本年4月、介護保険法施行令及び介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令の一部を改正する政令及び介護保険の医療保険者の納付金の算定等に関する省令の一部を改正する省令が施行され、保険者が保険料の軽減を行った場合の予算措置と軽減幅の基準が定められました。

また、その財源としましては、本年10月以降の消費税率改正による増税分が充てられることになっております。

本広域連合では、平成27年度から第1段階の方の保険料につきまして、一部軽減を実施しておりますところでございますが、このたび施行されました介護保険法施行令などの一部改正を受けて、本年度の保険料において更なる軽減強化を行うものでございます。

今回の保険料軽減強化分に対する財源といたしましては、国庫負担金が2分の1、県負担金が4分の1、市負担金が4分の1となっておりまして、一般会計において、それぞれ負担金の所要額を増額補正させていただき、介護保険事業特別会計へ繰り出しをいたします。

以上でございます。

○議長（池上茂樹 議員）

森英之議員。

○森英之 議員

先ほどの答弁の中で、消費税の導入に伴う増税分の補填ということがありました。今まさしく参議院選挙が行われておりますが、万が一ですね、消費税導入が見送られるといったことがある場合の措置というのはどういうことを考えておられるのでしょうか。

○議長（池上茂樹 議員）

介護保険課長。

○介護保険課長（谷本吉隆 君）

4月にですね、政令の方が出ておりますので、これにつきましては予定どおり実施をさせていただきますので、よろしく願いいたします。

以上です。

○議長（池上茂樹 議員）

森英之議員。

○森英之 議員

となりますと、万が一、消費税が導入されないということが起きたとしても、他の財源等から予定通り補填をされてという形になるという理解でよろしいですね。

○議長（池上茂樹 議員）

介護保険課長。

○介護保険課長（谷本吉隆 君）

財源が消費税以外のところからまた国の方で補正をしまして、そのまま実行されるということでございます。

以上でございます。

○議長（池上茂樹 議員）

森英之議員。

○森英之 議員

ありがとうございます。理解させていただきました。

国庫支出金と県支出金についてということで御質問させていただきたいんですが、こちらの比率につきましては、先ほど御説明いただきました。

この考え方は、元々の支出金の負担割合という考え方の中での設定ということで間違いなかったでしょうか。

○議長（池上茂樹 議員）

事務局長。

○事務局長（佐藤弘樹 君）

その通りでございます。

以上でございます。

○議長（池上茂樹 議員）

森英之議員。

○森英之 議員

ありがとうございます。

その中で、今回介護保険料の見直しの中です、対象者の方の所得段階、第1段階から第3段階の1号被保険者の方です、軽減負担ということなんです

が、こちらのそれぞれの方の比率といたしますか、人数といたしますか、そちらわかるようであれば教えていただきたいのですがよろしいでしょうか。

○議長（池上茂樹 議員）

事務局長。

○事務局長（佐藤弘樹 君）

それでは、介護保険料見直し対象者の所得段階1から3段階とそれぞれの1号被保険者全体に対する比率についてに答弁申し上げます。

今般の介護保険料の軽減強化につきましては、所得段階第1段階から第3段階の方々が対象となります。

第7期介護保険事業計画における今年度の推計値でございますが、65歳以上の第1号被保険者の数は6万2,745人となっております。

そのうち、第1段階に該当される方は生活保護を受給している方、本人及び世帯全員が市民税非課税で老齢福祉年金を受給している方、または、本人及び世帯全員が市民税非課税で本人の年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の方で8,031人いらっしゃいます。全体に対する比率としましては、12.8%でございます。

次に、第2段階に該当されます方は、本人及び世帯全員が市民税非課税で、本人の年金収入額と合計所得金額の合計が80万円を超え120万円以下の方が該当いたします。4,643人いらっしゃいます。全体に対する比率は、7.4%でございます。

その次に、第3段階に該当される方は、本人及び世帯全員が市民税非課税で、本人の年金収入額と合計所得金額の合計が120万円を超える方で、人数は、4,016人いらっしゃいます。全体に対する比率は、6.4%となっております。

以上でございます。

○議長（池上茂樹 議員）

森英之議員。

○森英之 議員

詳細な数字まで示していただきありがとうございました。

私の方の質問は以上でございます。

ありがとうございました。

○議長（池上茂樹 議員）

これにて、森英之議員の質疑を終わります。

ほかに質疑のある方は、挙手を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池上茂樹 議員）

質疑なしと認めます。

それでは、これより討論に入ります。

討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池上茂樹 議員）

別段討論もございませんので、これより採決をいたします。

まず、議案第4号 令和元年度鈴鹿亀山地区広域連合一般会計補正予算（第1号）を採決いたします。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

〔賛成者 挙手〕

○議長（池上茂樹 議員）

挙手全員でございます。

したがって、議案第4号 令和元年度鈴鹿亀山地区広域連合一般会計補正予算（第1号）は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第5号 令和元年度鈴鹿亀山地区広域連合介護保険事業特別会計補正予算（第1号）を採決いたします。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

〔賛成者 挙手〕

○議長（池上茂樹 議員）

挙手全員でございます。

したがいまして、議案第5号 令和元年度鈴鹿亀山地区広域連合介護保険事業特別会計補正予算（第1号）は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第6号 鈴鹿亀山地区広域連合介護保険条例の一部改正についてを採決いたします。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方の挙手をお願いします。

〔賛成者 挙手〕

○議長（池上茂樹 議員）

挙手全員でございます。

したがいまして、議案第6号 鈴鹿亀山地区広域連合介護保険条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。

次に、議案第7号 鈴鹿亀山地区広域連合公平委員会委員の選任同意についてこれに同意することに賛成の方の挙手をお願いします。

〔賛成者 挙手〕

○議長（池上茂樹 議員）

挙手全員でございます。

したがいまして、議案第7号 鈴鹿亀山地区広域連合公平委員会委員の選任同意については、同意することに決定いたしました。

次に、議案第8号 鈴鹿亀山地区広域連合公平委員会委員の選任同意についてこれに同意することに賛成の方の挙手をお願いします。

〔賛成者 挙手〕

○議長（池上茂樹 議員）

挙手全員でございます。

したがいまして、議案第8号 鈴鹿亀山地区広域連合公平委員会委員の選任同

意については、同意することに決定いたしました。

次に、議案第9号 鈴鹿亀山地区広域連合公平委員会委員の選任同意についてこれに同意することに賛成の方の挙手をお願いします。

[賛成者 挙手]

○議長（池上茂樹 議員）

挙手全員でございます。

したがいまして、議案第9号 鈴鹿亀山地区広域連合公平委員会委員の選任同意については、同意することに決定いたしました。

[前川申龍議員 退室]

○議長（池上茂樹 議員）

日程により議事を継続いたします。

次に、日程第7、議案第10号 鈴鹿亀山地区広域連合監査委員の選任同意についてを議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

広域連合長。

○広域連合長（末松則子 君）

それでは、議案第10号 鈴鹿亀山地区広域連合監査委員の選任同意について説明を申し上げます。

議案書の6ページをごらんください。

今回、議員のうちから選任をいたします監査委員が、議員の任期満了に伴い欠員となっておりますので、地方自治法第196条第1項の規定により、次期監査委員に前川申龍議員を選任いたしたく、議会の御同意を賜わりたいと存じますので、御審議のほど、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（池上茂樹 議員）

議案第10号の説明は終わりました。

これより質疑を行います。

質疑のある方は挙手をお願いします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（池上茂樹 議員）

質疑ないものと認めます。

これより討論に入ります。

討論のある方は挙手をお願いします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（池上茂樹 議員）

別段、討論もございませんので、これより採決いたします。

議案第10号 鈴鹿亀山地区広域連合監査委員の選任同意について、これに同意することに賛成する方の挙手をお願いします。

[賛成者 挙手]

○議長（池上茂樹 議員）

挙手全員でございます。

したがいまして、議案第10号 鈴鹿亀山地区広域連合監査委員の選任同意については、同意することに決定いたしました。

[前川申龍議員 入室]

○議長（池上茂樹 議員）

それでは監査委員に選任されました、前川議員より御挨拶をいただきます。

○前川申龍 議員

監査委員に選任いただきまして、誠にありがとうございました。

精いっぱい監査委員として職務を遂行してまいりますので、どうぞ1年間よろしくお願いをいたします。

○議長（池上茂樹 議員）

次に、日程第8、鈴鹿亀山地区広域連合選挙管理委員会委員及び補充員の選挙についてを議題とします。

選挙管理委員会委員及び補充員につきましては、任期満了を迎えましたことから、選挙を行うものでございます。

まず、選挙の方法について、お諮りいたします。

選挙の方法は、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選により行いたいと思います。

これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（池上茂樹 議員）

御異議ないものと認めます。

したがいまして、選挙管理委員会委員及び補充員の選挙の方法は、指名推選で行うことに決定いたしました。

お諮りいたします。

指名の方法については、議長において指名することにいたしたいと思います。

これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（池上茂樹 議員）

御異議ないものと認めます。

したがいまして、議長において指名することに決定いたしました。

鈴鹿亀山地区広域連合選挙管理委員会委員に、お手元に配布いたしました名簿のとおり、今井正昭氏、中井佳代子氏、前田和己氏、宮崎由美子氏を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま、議長において指名しました4名の方を鈴鹿亀山地区広域連合選挙管理委員会委員の当選人と定めることに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(池上茂樹 議員)

御異議ないものと認めます。

したがいまして、ただいま指名いたしました、今井正昭氏、中井佳代子氏、前田和己氏、宮崎由美子氏の4名が鈴鹿亀山地区広域連合選挙管理委員会委員に当選されました。

当選されました4名の方に対して、会議規則第18条第2項の規定により、後日、文書により当選の告知をいたします。

続きまして、鈴鹿亀山地区広域連合選挙管理委員会補充員としてお手元に配布いたしました名簿順のとおり、1番、川北五鈴氏、2番、武野和美氏、3番、尾内敏氏、4番、平子俊二氏を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま、議長において指名しました4名の方を鈴鹿亀山地区広域連合選挙管理委員会補充員の当選人と定め、委員に欠員が生じた場合の補充は、先ほど指名しました順序によることにいたしたいと思っております。

これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(池上茂樹 議員)

御異議ないものと認めます。

したがいまして、ただいま指名いたしました、1番、川北五鈴氏、2番、武野和美氏、3番、尾内敏氏、4番、平子俊二氏の4名が、鈴鹿亀山地区広域連合選挙管理委員会補充員に当選されました。

また、補充の順序は、ただいま議長において指名しました順序に決定いたしました。

当選されました4名の方に対して、会議規則第18条第2項の規定により、後日、文書により当選の告知をいたします。

これで本日の日程は、全て終了いたしました。

これをもちまして、本日の会議を閉じ、令和元年7月鈴鹿亀山地区広域連合議

会臨時会を閉会いたします。

午後02時13分 閉会

地方自治法第123条の規定によりここに署名する。

令和元年7月5日

鈴鹿亀山地区広域連合議会議長 池上茂樹

副議長 福沢美由紀

議員（5番） 河尻浩一

議員（8番） 今岡翔平